

平成23年10月14日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（45・人事課）……………4
- 秋田県県税条例の一部を改正する条例（46・税務課）……………4
- 秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（47・税務課）……………6
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（48・市町村課）……………6
- 秋田県スポーツ推進審議会条例（49・スポーツ振興課）……………6
- 秋田県障害者施策推進協議会条例及び秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例（50・障害福祉課）……………7
- 秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例（51・流通販売課）……………7
- 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（52・建築住宅課）……………8

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第45号）

- 1 災害応急作業等手当について、東日本大震災に対処するためその発生した箇所等において災害警備等の作業に引き続き5日以上従事した場合は、人事委員会規則で定める額の100分の100に相当する額を加算することとした。（附則第2項関係）
- 2 東日本大震災に対処するための作業に従事した場合は、次のとおり災害応急作業等手当を支給することとした。（附則第3項～第6項関係）

| 作業区域 | 作業区分 | 手当の額（日額） |
|------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内 | 人事委員会が認める施設外 | 20,000円 |
| | 人事委員会が認める施設内 | 5,000円 |
| 警戒区域 | 屋外（人事委員会が認める作業） | 20,000円（1日の作業時間が4時間未満の場合は60/100を乗じた額） |
| | 屋外（上記の作業以外） | 10,000円（1日の作業時間が4時間未満の場合は60/100を乗じた額） |
| | 屋内 | 2,000円 |
| 計画的避難区域 | 屋外 | 5,000円（1日の作業時間が4時間未満の場合は60/100を乗じた額） |
| | 屋内 | 1,000円 |

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年秋田県条例第3号）の規定は、平成23年3月11日から適用することとした。

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第46号）

- 1 引用している地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の条項を改めることとした。（第73条、第76条の4、第76条の5及び附則第16条関係）
- 2 引用しているスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）及びその条項に係る部分を改めることとした。（第86条関係）

- 3 警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車を取得した後に対象区域内自動車の用途廃止等が行われ、かつ、当該取得した他の自動車を当該用途廃止等を行った対象区域内自動車に代わるものと秋田地域振興局長が認めるときは、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第29条の2関係）
- 4 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が3の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第31条関係）
- 5 施行期日等
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 - (3) 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（平成22年秋田県条例第57号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第47号）

- 1 引用している地方税法施行令（昭和25年政令第245号）について、該当する条項を加えることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第48号）

- 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）による高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の一部改正に伴い、権限移譲対象事務から、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等の事務を除くこととした。（第5条及び別表第22関係）
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、権限移譲対象事務として定める市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る認可の事務を届出の受理の事務に改めることとした。（第6条及び別表第29の2関係）
- 3 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行に伴い、権限移譲対象事務から、財産区の財産等の処分等の同意等の事務を除くこととした。（第10条及び別表第61の2関係）
- 4 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第2項の規定に基づく衛生検査技師の免許に係る経過措置の終了に伴い、経由事務から、衛生検査技師の免許の申請の受理の事務を除くこととした。（別表第85関係）
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 6 施行期日
この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

◇秋田県スポーツ推進審議会条例（秋田県条例第49号）

- 1 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、秋田県スポーツ推進審議会を置くこととした。（第1条関係）
- 2 秋田県スポーツ推進審議会の組織、委員の任期、会長、会議等について定めることとした。（第2条～第5条関係）
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 秋田県スポーツ振興審議会条例（昭和37年秋田県条例第17号）を廃止することとした。
 - (3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県障害者施策推進協議会条例及び秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第50号）

- 1 秋田県障害者施策推進協議会条例（昭和47年秋田県条例第6号）の一部改正（第1条による改正）
引用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）の条項を改めることとした。（第1条関係）
- 2 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例（平成22年秋田県条例第19号）の一部改正（第2条による改正）

引用している障害者基本法の条項を改めることとした。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第51号)

- 1 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可(以下単に「転換の許可」という。)をしたときは、その許可に係る開設者及び卸売業者に対し地方卸売市場の開設の許可証及び地方卸売市場における卸売業者の許可証を交付しなければならないこととした。(第9条関係)
- 2 転換の許可をしたときは、その許可に係る地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場の卸売業者の許可をした旨を告示しなければならないこととした。(第30条関係)
- 3 転換の許可の申請をする者から手数料を徴収することとし、その額を当該申請1件につき30,000円とすることとした。(第31条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第52号)

- 1 手数料を徴収する事務から、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の7第9項の規定による事業の認定の申請及び同条第11項の規定による事情の認定の申請に係る事務を除くこととした。(別表関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 四 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県スポーツ推進審議会条例
- 六 秋田県障害者施策推進協議会条例及び秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

平成二十三年十月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第四十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例)」を付する。

- 2 職員が東日本大震災(平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に対処するため第十九条第一項第二号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額と同条第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則に次の四項を加える。

- 3 第十九条第一項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。
 - 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
 - 二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(次号において「本部長指示」という。)により同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)第六十三条第二項の規定に基づき警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)
 - 三 本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円
 - 二 前項第一号に掲げる作業のうち人事委員会が認める施設内において行うもの 五千円
 - 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)
 - 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千円
 - 五 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
 - 六 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 5 第二十五条の規定にかかわらず、同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれかの手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれかの手当)以外の手当は支給しない。
- 6 第四項第三号又は第五号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前二項の規定による額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

秋田県条例第四十六号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第一項」に、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二

項」に改める。

第七十六条の四第二項中「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に改める。

第七十六条の五第二項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改める。

第八十六条第一項第三号(中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

附則第十六条第三項中「附則第三条の二の二十一」を「附則第三条の二の二十」に、「附則第九条の三第二項」を「附則第九条の二第一項」に改める。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(他の自動車の取得後に対象区域内自動車の用途廃止等を行った場合の自動車取得税の納税義務の免除)

第二十九条の二 秋田地域振興局長は、令附則第三十二条第四項に規定する者が法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下単に「警戒区域設定指示区域」という。)内の第百五十五条第一項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下単に「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと秋田地域振興局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が対象区域内自動車の当該警戒区域設定指示区域に係る法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 秋田地域振興局長は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、徴収金を還付する。

3 秋田地域振興局長は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 前二項の規定によつて自動車取得税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第二項の申請は、申請書を秋田地域振興局長に提出してしなければならない。

附則に次の一条を加える。

(他の自動車の取得後に対象区域内自動車の用途廃止等を行った場合の自動車税の納税義務の免除)

第三十一条 地域振興局長は、令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第二十九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車(第百二十三条第一項に規定する自動車に限る。)に対する平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 地域振興局長は、自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、徴収金を還付する。

3 地域振興局長は、前項の規定により自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 前二項の規定によつて自動車税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第二項の申請は、申請書を地域振興局長に提出してしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置)

2 平成二十三年四月二十一日における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下単に「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第三号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、この条例による改正後の秋田県条例附則第二十九条の二第一項及び第三十一条第一項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同条例附則第二十九条の二第一項中「令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百五十八号、以下「平成二十三年改正令」という。)附則第三条の規定により読み替えて適用される令」と、「対象区域内自動車の当該警戒区域設定指示区域に係る法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条例附則第三十一条第一項中「令」とあるのは「平成二十三年改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される令」と、「附則第二十九条の二第一項」とあるのは「秋田県条例の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第四十六号)附則第二項の規定により読み替えて適用される附則第二十九条の二第一項」とする。

(秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の改正規定を加える。

附則第二十九条の二第一項から第三項までの規定及び第五項中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

附則第三十一条第一項から第三項までの規定及び第五項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

秋田県条例第四十七号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)附則第四条の三の次に一条を加える改正規定中「令」の下に「附則第四条の五第一項」を加え、同条例附則第十六条に一項を加える改正規定中「令」の下に「附則第七条第十九項」を、「部分で令」の下に「附則第七条第二十項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十八号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の表六の項中「高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定」を「終身賃貸事業の認可」に改める。

第六条の表十の項中「認可」を「届出の受理」に改める。

第十条の表三の項中「財産等の処分等の同意」を「議会等の設置に関する条例を改定する条例の議案の提出」に改める。

別表第二十二第一号から第七号までを削り、同表第八号中「法第五十八条」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十二年法律第二十六号。以下この表において「法」という。)

第五十四条」に改め、同号を同表第一号とし、同表第九号中「第五十九条(法第六十条第二項及び第七十三条第二項)」を「第五十五条(法第五十六条第二項及び第六十九条第二項)」に改め、同号を同表第二号とし、同表第十号中「第六十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第十一号中「第六十二条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同号を同表第四号とし、同表第十二号中「第六十九条」を「第六十五条」に改め、同号を同表第五号とし、同表第十三号中「第七十条」を「第六十六条」に改め、同号を同表第六号とし、同表第十四号中「第七十一条第二項」を「第六十七条第二項」に、「受理等」を「受理」に改め、同号を同表第七号とし、同表第十五号中「第七十一条第三項」を「第六十七条第三項」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十六号中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十七号中「第七十三条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十八号から第二十三号までを削り、同表の備考中「第八号から第十七号まで」を「この表」に改める。

別表第二十九の二第二号中「第四条第二項」を「第四条の二に、「認可」を「届出の受理」に改め、同表第二号中「第十三条」を「第十三条第二項」において準用する同条第一項」に改める。

別表第三十第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

別表第六十一の二中第二号及び第三号を削り、第一号の号番号を削り、「のある」を「(議会又は総会が設けられているものに限る。)のある」に改める。

別表第八十五第五号から第八号までの規定、第十三号、第十四号及び第十七号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同表第十八号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号。以下この号において「改正法」という。)」を削り、「(以下)」を「(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下)」に改め、(一)を削り、(二)を(一)とし、(四)を(三)とし、同号(中)「書換え交付」を「書換交付」に改め、同号(中)を(四)とし、(内)から(外)までを一つずつ繰り上げ、同号(中)「書換え交付」を「書換交付」に改め、同号(中)を(内)とし、(外)を(中)とし、同表第十九号、第二十二号及び第二十三号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同表第二十四号中「診療放射線技師及び診療エックス線技師法(一)の下に「昭和二十六年法律第二百二十六号。」を、「診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(一)の下に「昭和二十八年政令第三百八十五号。」を加え、同号(中)「書換え交付」を「書換交付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び別表第二十二の改正規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。

秋田県条例第四十九号

秋田県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、秋田県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織、委員の任期等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が、教育委員会の意見を聴いて、任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田県スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 秋田県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年秋田県条例第十七号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「政策評価委員会の委員及び専門委員」を「政策評価委員会の委員及び専門委員」に改め、「スポーツ振興審議会の委員及び臨時委員」を削る。

秋田県条例第五十号

秋田県障害者施策推進協議会条例及び秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第一条 秋田県障害者施策推進協議会条例(昭和三十七年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

(秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例(平成二十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二条」を「第二条第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十一号

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例

秋田県卸売市場条例(昭和三十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十六条第一項」の下に「(法第十三条の五第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条中「第五十六条第一項」の下に「(法第十三条の五第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「の各号」を削る。

第九条第一項中「とき」の下に「(法第十三条の五第二項又は法第十三条の六の規定によりこれらの許可を受けたものとみなされたときを含む。)」を加える。

第二十三条の十四の表第三条及び第四条の項中「第五十六条第一項」の下に「(法第十三条の五第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第九条第一項の項中「第五十八条第一項」の下に「の許可をしたとき(法第十三条の五第二項又は法第十三条の六の規定によりこれらの許可を受けたものとみなされたときを含む。)」を、「第二十三条の六」の下に「の許可をしたとき」を加える。

第三十条中「の各号」を削り、「には、」の下に「その旨を」を加え、同条第一号中「法第五十八条第一項」を「若しくは法第五十八条第一項の許可をしたとき(法第十三条の五第二項又は法第十三条の六の規定によりこれらの許可を受けたものとみなされたときを含む。)」に改め、「第六十条」

の下に「の許可をしたとき」を加える。

第三十一条第一項の表第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次のように加える。

| | | |
|------------------------|-------|--------|
| 一 法第十三条の五第一項の許可の申請をする者 | 一件につき | 三〇、〇〇円 |
|------------------------|-------|--------|

第三十一条第二項中「同項の表第三号」を「同項の表第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十二号

秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表七の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| | | |
|------|-----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |